公　告

諸　事　項

観光施設財団

山梨県富士吉田市上吉田二丁目５番１号**富士急行株式会社**の山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597番地４富士急ハイランドについてのＺＯＫＫＯＮ、ＺＯＫＫＯＮ植栽・傾斜地溶岩石積みを追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年５月14日

甲府地方法務局吉田出張所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月14日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年４月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北陸電話工事株式会社　天野　博史　石川県金沢市米泉町10―１―153　国土交通大臣許可（般―４）第1370号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告